

第16回

トラック輸送における取引環境・労働時間改善栃木県地方協議会

栃木労働局 資料

# トラックドライバーの時間外労働の上限規制

R 6年3月31日まで

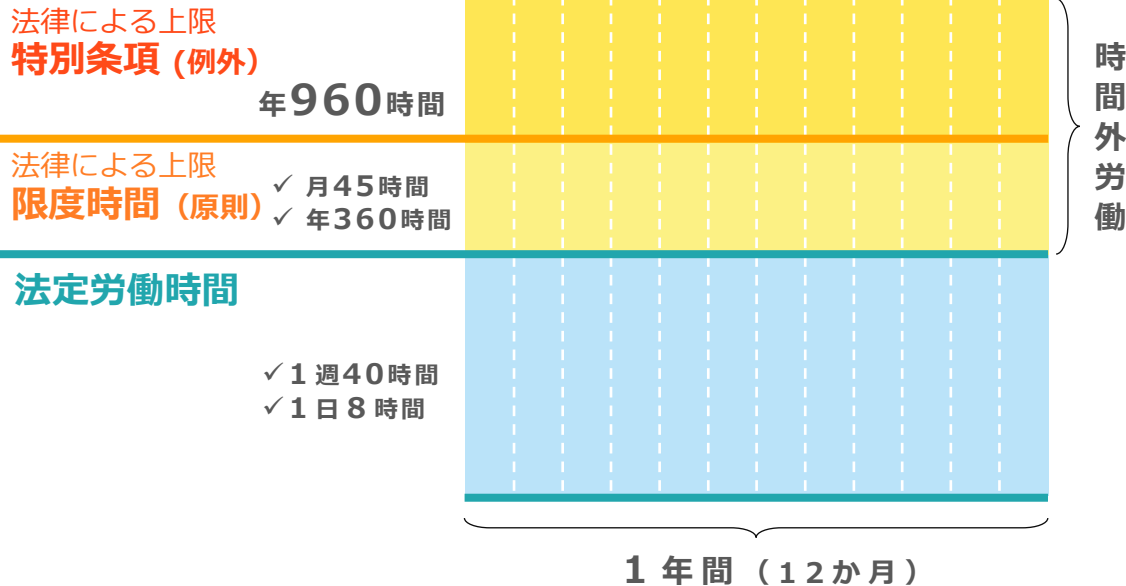
上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



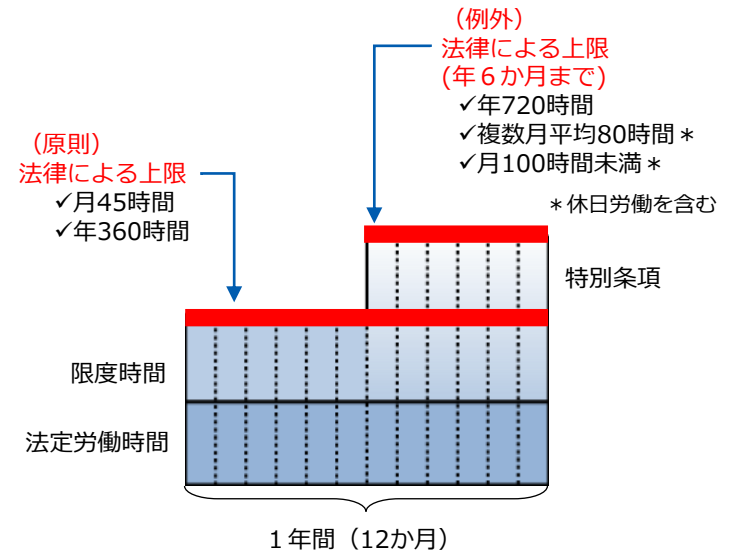
R 6年4月1日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

## トラックドライバーの時間外労働の上限規制



## (参考) 一般の業種の時間外労働の上限規制



# トラックドライバーに適用される「改善基準告示」の主な内容



2024年3月31日まで

2024年4月1日以降

1年の  
拘束時間

3,516時間以内

原則：3,300時間以内  
例外（※1）：3,400時間以内

1か月の  
拘束時間

293時間以内  
労使協定により、年6か月まで  
320時間まで延長可

原則：284時間以内  
例外（※1）：310時間以内（年6か月まで）

1日の  
休息期間

継続8時間以上

原則：継続11時間与えるよう努めることを基本とし、  
9時間を下回らない

例外：  
宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで）  
休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間  
を与える

運転時間

2日平均1日当たり  
9時間以内  
2週平均1週当たり  
44時間以内

2日平均1日当たり 9時間以内  
2週平均1週当たり 44時間以内

連続  
運転時間

4時間以内  
運転の中断は、  
1回連続10分以上、  
合計30分以上

4時間以内  
運転の中断時には、原則として休憩を与える  
（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上）  
例外：  
SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、  
4時間30分まで延長可

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）  
① 284時間超は連続3か月まで。  
② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の  
走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における  
休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

他にも特例等について定めあり。  
詳細はパンフレットを参照。



# トラックドライバーの働き方改革の推進に向けた厚労省における主な取組

- 厚生労働省においては、以下の取組により、取引慣行の改善に向けて、荷主に協力を得るための取組を進めながら、働き方改革に取り組むトラック事業者への支援を行っている。

## 取引慣行の改善に向けた取組

- 労働基準監督署による荷主への要請
- トラック・物流Gメンへの協力
- 国土交通省と連携した周知広報

## トラック事業者を支援する取組

- 働き方改革推進支援助成金による支援
- 働き方改革推進支援センターによる支援

# 労働基準監督署による荷主への要請

## 労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**

（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

	令和4年12月～令和6年11月
実施件数	18,256件

▶ 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

### 立入調査時に情報収集



運送業者

厚生労働省

### 厚生労働省HPにおいて情報収集

国土交通省

労働基準監督署

情報提供（拡充）

働きかけに活用

令和5年10月～「標準的  
運賃」についても周知

荷主への要請（新規）

法に基づく「働きかけ」等

発荷主

着荷主

※ 荷主への働きかけ等の実施にあたり、厚生労働省から提供された情報も活用  
※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底

# 労働基準監督署による荷主への要請を受けての取組事例（改善事例）

## 【取組事例①】 倉庫業A社

- ✓（着荷主として）予約システムの導入により、輸入業者から保管依頼の注文を受ける際、荷の種類・量・到着日時等をオンラインで自社倉庫内に情報共有できることとなり、荷の受入準備を早期にすることができ、荷卸しに係る時間の削減につながった。
- ✓（発荷主として）A社からの依頼を受けた輸入業者が販売先と「荷の受け取り時間」を調整することとした結果、協力会社（トラック運送事業者）は、配送先での荷卸しに係る時間を少なくすることができた上、配車を効率的に行った。

## 【取組事例②】 食料品製造業B社

- ✓ 発送当日に行っていた箱詰め作業を、前日に前倒し実施し、工場全体の発送便の荷待ち時間を1日あたり約2時間削減。
- ✓ 小口便から大口便に切替え、トラック運送事業者の集荷回数を約2割減少。

## 【取組事例③】 製鋼業C社

- ✓ トラック運送事業者から、時間外労働の上限規制の対応のため、高速道路利用回数の増加に伴う運賃増額の申し入れに対して、当該増額分の具体的な根拠を聞いた上で運賃増額の対応検討。
- ✓ C社が扱う原料の買取り価格が高騰する時期に取引が増加する傾向から、荷物の積み卸しのためのプラットフォームを増設すべく関係部署との調整を開始。

## 【取組事例④】 化学工業D社

- ✓ 運転時間を短縮するための配送ルートの見直しや余裕ある運行とするための到着時刻の変更。
- ✓ 高速道路の利用。

# 「ストップ！長時間の荷待ち」の改定①

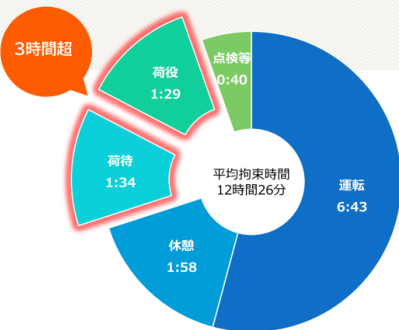
- 荷主等に対して、長時間の荷待ちの改善を更に促していくために、労働基準監督署による荷主への要請時に用いるリーフレット「STOP！長時間の荷待ち」を、最新の施策を踏まえて大きく改定した。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくしてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳



出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(R2)」

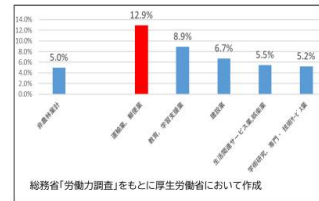
トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、**荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。**

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署  
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

荷主の皆さまに向けてお役立ち情報発信中。詳しくはこちら▼  
トラックポータルサイト  
「改善基準告示」の解説動画も公開中!!

## 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

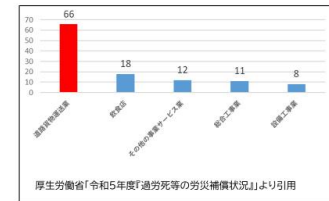
月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（R5年、上位業種）



総務省「労働力調査」をもとに厚生労働省において作成

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

脳・心臓疾患の労災支給決定件数（R5年度、上位業種）



厚生労働省「令和5年度『過労死等の労災補償状況』」より引用

道路貨物運送業は、他の業種よりも、長時間労働となっている方の割合が高くなっています。

道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多くなっています。

こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行などトラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。

## このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。



何も対策をしなければ、**2030年には34%の輸送力が不足するかもしれません。**

トラックGメンによる「働きかけ」等の中で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約のない附帯業務」を合計すると、約7割を占めます

国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為※の割合（R6.6.30時点）



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

こうした状況を踏まると、**発着荷主の皆さまにも長時間の荷待ち等の削減に向けた取組を行っていただくことが必要です。**

# 「ストップ！長時間の荷待ち」の改定②

- 本リーフレットにより、改正物流法や、標準的運賃についても併せて周知している。

## 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

### 1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

#### 取組例

- ・予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- ・パレット等の活用(発着荷主共通)
- ・納品リードタイムの確保(着荷主)
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月)



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット「荷役作業での労働災害を防止しましょう！『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』のご案内」



### 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、**トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。**

パンフレット「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。  
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

## 「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」



## 「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「改正物流法」について



## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		



# 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトのリニューアルと周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行っていくため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイトに新たなコンテンツ「物流情報局」を設けた。
- 労働基準監督署による荷主要請などあらゆる機会を活用して、以下のリーフレットにより周知している。



荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

## 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！



「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。



▲ 荷主の方 ▲ 事業者の方

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

物流情報局では、このような情報を発信しています。

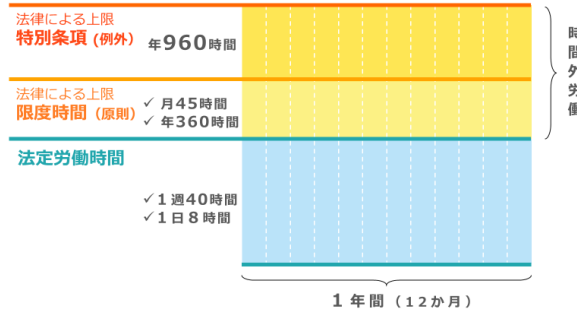


労働基準局広報キャラクター たしかめたん

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応
  - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
  - 標準的運賃
  - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント
  - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先
  - 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

## 自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）



改善基準告示についても、解説テキストと解説動画を掲載して周知している。

## トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準学習テキスト

## 解説動画

この学習テキストの動画は、令和5年度に作成していますが、「令和6年4月から適用される見直し後の改善基準告示」を前提として作成をしています。

## 改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について		2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の拘束時間	3,516時間以内	原則：3,300時間以内 例外（※1）：3,400時間以内	
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則：284時間以内 例外（※1）：310時間以内（年6か月まで）	
1日の休息時間	継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息時間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息時間を与える	

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）  
① 284時間超は連続3か月まで。  
② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。  
※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。▶



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら▶



トラックポータルサイト

「改善基準告示」の解説動画も公開中!!



（解説動画）

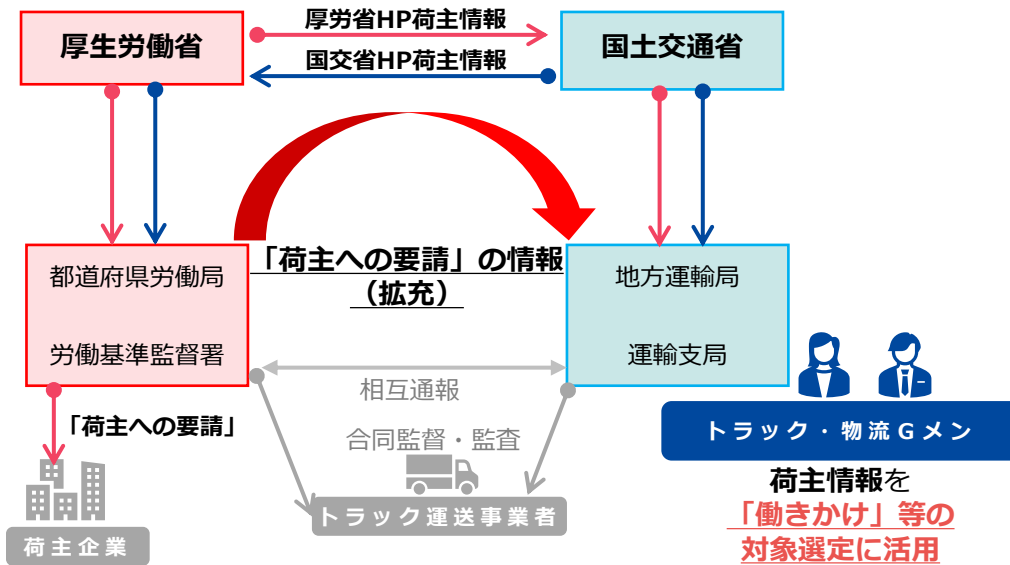


# 「トラックGメン」（現「トラック・物流Gメン」）設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）

## ① 荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



## ③ 「標準的な運賃」の周知強化

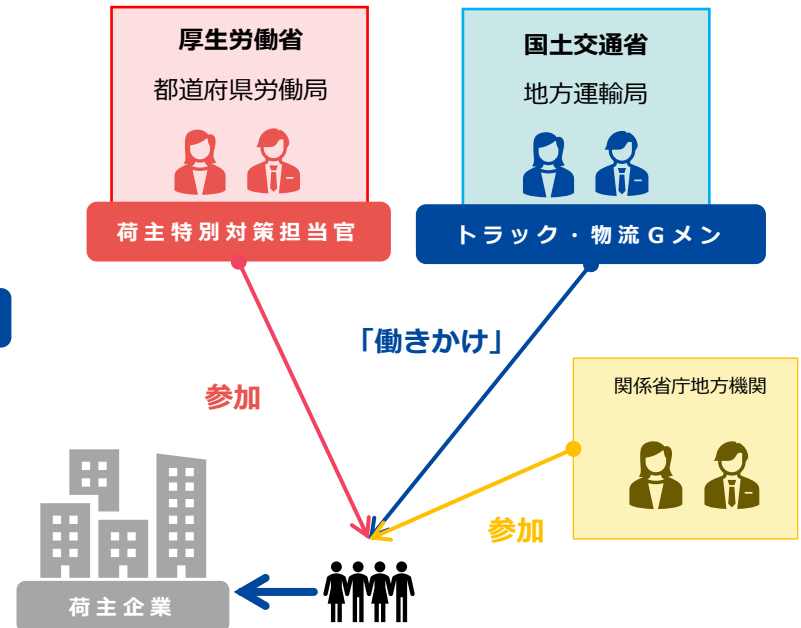
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

## ② トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



# 国民向け周知広報について (令和5年6月28日～)

- 自動車運転者、建設の事業等で、時間外労働の上限規制が遵守されるようにするためには、取引慣行上の課題などを改善していくことが必要。
- このためには、国民の理解や社会的な機運の醸成が不可欠となることから、令和5年6月以降、国民向けの広報を順次実施している。

## 【イメージキャラクター】小芝風花さん(俳優)

くらし、  
はたらき、  
ともに  
スメ!

2024年4月から  
建設業、  
トラック・バス・  
タクシードライバー、  
医師の、  
時間外労働の  
上限規制が  
適用されます。

たとえば、  
働き方の  
変化にあわせて、  
わたしたちに  
できること。

有償残業1時間で受け取れるよう、  
乗込や乗付取りの厚は  
ご協力ください!

工事現場の  
スケジュールにご配慮を  
お願いします!

厚生労働省 国土交通省  
詳しくは特設サイトへ はたらきかたスメ

## 国民向け広報内容 (PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など)

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。  
(例：再配達の削減など)



## PRイベント (令和5年6月28日開催)

加藤厚生労働大臣 (当時)、齊藤国土交通大臣 (当時) がご出席。

## 主な広報実施事項

- ・全国主要駅にポスターを掲載
- ・電車内ビジョンで広告を放映
- ・全国でテレビCMを放映

# 働き方改革PR動画「はたらきかたススめ ver.2（トラック編）」

- トラックドライバーの働き方改革の実現のため、厚生労働省では、国土交通省と連携して働き方改革PR動画を通じて、荷主に向けて荷待ち時間削減、荷役作業効率化に向けた協力を呼びかけている。



たしかめよう！  
わたしたちにできること！



2代目イメージキャラクター  
労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

## 動画のポイント（知っていただきたいこと）

- トラックドライバーにとっては、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっており、荷主の立場から何も対策をしなければ、2030年度には約34%の輸送能力が不足する可能性があると言われていること。
- 荷主の方には、荷待ち時間の削減のため、適切な貨物の受取・引渡し日時の指定、予約システムの導入などの取組をお願いしたいこと。
- また、荷物の積みおろし作業の効率化のためにも、パレットの導入などの工夫を進めていただきたいこと。
- さらに、トラックドライバーの処遇改善に向けて、「標準的運賃」を参考に運賃や荷待ち・荷役作業等の料金などの見直しもご検討いただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。

### 荷主の皆さまへのお願い



←荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組を解説

標準的運賃も周知→



# 栃木労働局における取組状況

## 令和4年12月 荷主特別対策チームを発足

荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成。

## 県内主要経済四団体へ栃木運輸支局・栃木県トラック協会と連名で要請

令和5年3月、栃木県栃木県経営者協会、栃木県商工会議所連合会、栃木県中小企業団体中央会、栃木県商工会連合会に要請書を提出。(p.12右)

## 労働基準監督署による荷主要請

令和4年12月～令和6年11月の間に、**456件**に要請。

## 労働局労働時間適正化指導員による荷主指導

令和4年12月～令和6年11月の間に、**30件**に実施。併せて取組事例等も収集。(p.13)

## 労働局長による荷主企業訪問

令和5年11月 トヨタウッドユーホーム株式会社 × 株式会社ウナン  
令和6年11月 コマツ物流株式会社 × 芳賀通運株式会社 (p.14)

## 労働基準監督署による労働時間等説明会

トラック運送事業者に対し、時間外労働上限規制、改正改善基準告示、助成金等について説明。

令和5年度	<b>24回実施</b>	<b>参加554社</b>
令和6年度(11月時点)	<b>11回実施</b>	<b>参加183社</b>

## 自動車運転者の長時間労働の改善へ協力を求め要請を実施しました

～ 県内主要経済四団体へ運輸支局・トラック協会と連名で要請書を提出 ～

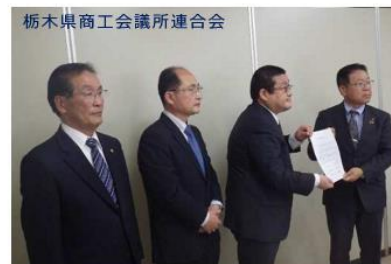


栃木県経営者協会

トラック運送業界は、国民生活や経済を守るためのライフラインとして国内物流の中心的な役割を果たしていますが、長時間労働をはじめとする労働条件・待遇面に起因するトラック運転者不足、燃料価格高騰によるコスト増など業界全体を取り巻く問題に直面しています。

令和6年4月から長時間労働の実態が多いトラック運転者への時間外労働の上限規制及び拘束時間等を定めた改正改善基準告示が適用されます。これを機にトラック運転者の労働時間の見直し

が求められますが、長時間労働の要因の中には、**長時間の恒常的な荷待ち**など取引慣行など個々の事業者の努力だけでは見直すことが困難なものがあります。トラック運転者の負担を軽減し健康に働けるよう、長時間の荷待ちの改善などについて、荷主の協力を令和5年3月23日に栃木県経営者協会、栃木県商工会議所連合会、栃木県中小企業団体中央会に、同年3月28日に栃木県商工会連合会に対し実施しました。



栃木県商工会議所連合会



栃木県中小企業団体中央会



栃木県商工会連合会

関係資料はこちら

[https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudoukijun\\_keiyaku.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku.html)



# 栃木労働局における取組状況

## 県内荷主企業における取組事例

	業種	発着元請	取組内容・指導内容等
1	物流・倉庫業	発着荷主	<p>「構内滞留60分以内ルール」の認識を共有したうえで、1週間に1回、進捗状況も含めて「輸送・構内・待機」の3項目別定期ミーティングを各セクション（運転手含む）代表者と実施し、PDCAによる最適化を図った。</p> <p>発着情報の共有したうえで、自セクションが効率的に動き、人・モノの対応に時間的ロスが発生しないようにプロセス管理を確実にしている。</p> <p>支援した人・部署へは相応な対価を会社が支払い、双方の信頼関係を構築。企業内の他流通センターとも定期的にオンラインミーティングを開催し、情報共有している。</p> <p>結果として、構内滞留時間平均2～3時間が60分以内へと減少した。</p>
2	自動車・同付属品製造業	発着荷主	<p>運送関係300社をヒヤリングし、拘束時間や荷待ち時間について、実態把握とシュミレーションを続け問題点を洗い出してきた。各工場建屋ごとに荷受け場があったものを、24時間体制で一括PLCを行える仕組みとし、各建屋を回る必要がなくなり一括搬入が可能となった。また、構内各建屋への運搬は別会社で行うことにより、荷下ろし時間が大幅に削減された。</p> <p>発着荷いづれにおいても1運行拘束時間13時間内となるよう継続した改善を図っている。</p>
3	セメント・同製品製造業	発着荷主	<p>発荷主としては、計画的生産をラインごと徹底することで、以前あった荷待ちは解消されている。</p> <p>着荷主としては、大型天井クレーンによる作業のため、周辺での別作業が困難であり、待機車両が発生している。まずは構内滞留時間の見える化を進め、そのうえでデータによる「問題の見える化」「運送会社との共有化」「定期的な検討の場」を継続することをアドバイスした。</p>
4	一般貨物自動車運送業・倉庫業	元請	<p>流通センター内のバースの順番待ちが起きないように各運送会社ごとの専用バースを決めている。ドラッグストア商品に関してはばら積みではなく店舗ごとの6輪カートで運送するようにしており、また、荷役はドライバーではなく専門の荷役スタッフが行うことにより時間効率を上げるようにしている。</p>
5	セメント・同製品製造業	発着荷主	<p>様々な要因から荷待ち時間が平均2時間となっていたが、まずは入場管理・トラック入退時予約システム、置き場管理システム等の導入を進めるよう要請した。また、製造効率と梱包効率のアンマッチについても指摘し、改善をアドバイスした。</p>
6	プラスチック製品製造業	発着荷主	<p>コロナ禍影響で人員が縮小したところへ、コロナ明け一気に発注が増加してラインの人員不足となり荷待ちを発生させていた。日々の業務に手一杯で、改善策を先延ばしにしている状態であった。生産計画・輸送計画を具体的時間コストを製品別・路線別に洗い出しを提案したところ、半年の取り組み期間の後、荷待ち時間が30分短縮された。</p>

# 栃木労働局における取組状況

## 令和6年度過重労働解消キャンペーン トラックドライバーの長時間荷待ち等の改善に取り組む企業訪問

厚生労働省  
栃木労働局



トラックドライバーの長時間荷待ち等の改善に向けて、荷主企業、運送事業者の代表者の方と意見交換を実施しました。



栃木労働局  
局長 川口 秀人



コマツ物流株式会社  
代表取締役社長  
西川 知良 様

栃木運輸支局  
支局長 吉池 明人

芳賀通運株式会社  
代表取締役社長  
塚本 貴士 様



オブザーバー：  
一般社団法人栃木県トラック協会

## 1 ドライバーの労働時間短縮策

- ◆ オンラインによるパース予約システムを導入し、入荷車両を分散してドライバーの構内滞在時間削減！【コマツ物流のセンターで導入・運用中】

<予約フロー> 予約 予約確定 入場 検閲 荷役・退場



- ◆ ドライバーの構内滞在時間をリアルタイムで把握し、滞在時間が2時間超となりそうな時には、荷主企業のサポート員がドライバーの作業を補助！
- ◆ 構内滞在時間を削減するため、構内運搬や荷造り作業を荷主企業が実施！
- ◆ 長時間労働を削減するため、モーダルシフト(鉄道・内航船)を関係企業と連携し拡大！

## 2 ドライバーの勤務環境改善策

- ◆ 工場内にトラックドライバー専用の休憩・休息所を設置し、隣接する厚生棟での食堂利用やコンビニ利用も可能に！



休憩所に隣接する厚生棟(食堂)  
※ドライバー食堂利用可

栃木労働局や栃木運輸支局では、連携しながら荷主・元請事業者に対して働きかけを行っています！

また、ドライバーの労働時間短縮や勤務環境の改善に向けて、荷主企業、運送事業者が連携して取り組んでいる事例も増えています。

他の改善事例等は右記QRコードより「はたらきかたススム」をCheck!



## 参考情報

栃木県の産業別労働時間

